鎌ケ谷市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、鎌ケ谷市道の道路管理者(以下「道路管理者」という。)が、鎌ケ谷市道路の構造の技術的基準を定める条例(平成25年3月29日条例第12号)第32条により設置する交通安全施設のうち、鎌ケ谷市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則(平成25年3月29日規則第15号)第3条第4号の道路反射鏡(以下「カーブミラー」という。)の設置等に関して必要な事項を定め、もって道路の交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 「カーブミラー」とは、道路の付属物として、道路法施行令第3 4条の3第1号の3に定められている「他の車両または歩行者を確認するための鏡」をいう。
 - (2) 「公道」とは、鎌ケ谷市道及び鎌ケ谷市法定外公共物の管理に関する条例(平成15年12月19日条例第28号)第2条第1号の道路(以下「市道等」という。)、国道及び県道(以下「国・県道」という。)をいう。
 - (3) 「私道」とは、当該敷地が私人の所有に属し、現に一般の交通の用に供されている道路をいう。

(設置基準)

- 第3条 カーブミラーの設置においては、見通しの悪い場所の道路状況、 交通状況、周辺の道路状況等を、道路管理者が総合的に勘案して必 要と認める場合、次条の規定により定める場所に設置できる。
 - 2 カーブミラーの鏡面については、既存の角形のものを除き、丸型(φ6 0 0 以上)を採用する。

(設置箇所)

- 第4条 カーブミラーの設置箇所は、公道上を原則とし、次の各号に該当する箇所に設置することが出来る。
 - (1) 市道のカーブしている箇所
 - (2) 市道と公道の交差する箇所
 - (3) 両端が公道に接しており、自転車を含む車両(以下「車両等」と

いう。) の通過交通が多い私道と公道の交差する箇所

- (4) その他特別な理由により、道路管理者が必要と判断する箇所
- 2 ただし、前項に定める設置箇所に該当する場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として設置しないこととする。
 - (1) 設置しても十分な視距が確保できない箇所
- (2) 設置することで車両等の通行に支障が生じる恐れがある箇所
- (3) 設置箇所が民地内しかなく、所有者の承諾が得られない箇所
- (4) 鎌ケ谷市宅地開発指導要綱(平成9年3月28日告示第31号) 第2条第1号の開発行為等(以下「開発行為等」という。)におい て、適切な設置箇所がない、あるいは開発行為等の事業者等が必 要なしと判断した等の理由によりカーブミラーの設置を行わなか った箇所
- (5) 道路管理者が、カーブミラーの設置について、第3条により不要とした箇所

(移設及び撤去)

- 第5条 移設及び撤去においては、次の各号のとおりとする。
 - (1) 一般住宅の建替え、開発行為等を原因として、カーブミラーの移 設要望がある場合、移設先を市と協議の上、原因者において移設 する。
 - (2) 道路環境の変化等により、道路管理者が移設の必要性が高いと判断した場合、移設するものとする。
 - (3) 道路環境の変化等により、道路管理者がカーブミラーの設置について、第3条により不要とした場合、撤去するものとする。

(費用負担)

- 第6条 費用負担については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 第3条の規定に該当する場合は、予算の範囲内において道路管理 者の負担で設置する。
 - (2) 第5条第1項第1号の規定に該当する場合は、原因者の負担において移設する。
 - (3) 第5条第1項第2号の規定に該当する場合は、予算の範囲内において道路管理者の負担で移設する。
 - (4) 第5条第1項第3号の規定に該当する場合は、予算の範囲内にお

いて道路管理者の負担で撤去する。

(5) カーブミラーを故意又は過失により損傷又は滅失した者があるときは、原因者の負担において復旧を行うものとする。

(維持管理)

第7条 維持管理については、次の各号のとおりとする。

- (1) カーブミラーを設置した場合は、管理番号を付し、道路管理者の 管理であることを明示するための措置を講ずるものとする。併せ て、管理台帳の作成を行うものとする。
- (2) カーブミラーを移設又は撤去した場合は、管理台帳の更新を行うものとする。
- (3) 個人所有のカーブミラーにおいて、現に公共の用に供され、道路管理者が管理することが合理的であると認められるものは、所有者の合意を得た上で、道路管理者が維持管理を行うことができる。

附則

(施行期日)

この基準の改定は、令和2年4月1日より施行する。

(道路反射鏡設置基準の廃止)

道路反射鏡設置基準(昭和54年4月1日)は、廃止する。